

〔沿革〕 平成19年3月例規（警）第33号

各部長・参事官・所属長

昭和56年7月1日付で「運転免許の効力の停止等の処分量定基準に関する規程」の一部が改正され、いわゆる暴走族等にかかる自動車登録番号標等の隠ぺい行為が新たに行政処分の対象となったこと等に鑑み、みだしの要領を次のとおり制定し、昭和56年11月1日から実施することとしたから適切に運用されたい。

なお、「運転免許の効力の停止等の処分量定基準に関する規程の一部改正に伴う暴走行為等の認定及び行政処分事務要領について」（昭和55年例規免許・交指第25号）は、廃止する。

記

暴走行為等の認定及び行政処分事務要領

第1 目的

この要領は、運転免許の効力の停止等の処分量定基準に関する規程（昭和55年千葉県公安委員会規程第3号）に定める暴走行為等の認定等について必要な事項を定め、その取扱いの適正な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

用語の意義は次のとおりとする。

1 暴走行為指揮者等

暴走行為を指揮し、又は率先助勢した者

2 共同危険行為等同乗者

共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら、当該違反に係る自動車等にその集団の一員として同乗していた者

3 集団走行暴力行為者等

集団走行暴力行為をし、又は集団走行暴力行為を教唆し、ほう助した者

4 共同危険行為類似行為者

2人以上の自動車の操縦者が、道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をした者

5 自動車登録番号標等隠ぺい行為者

暴走集団（道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条に規定する共同危険行為等禁止違反を行うおそれのある集団をいう。以下同じ。）に参加した運転者であつて、道路における当該暴走族集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第4項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）、又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定（以下「道路運送車両法の規定」という。）に違反する行為をしたものをいう。

6 自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者

暴走集団に参加した運転者を指揮して、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法の規定に違反する行為をさせた者をいう。

第3 点数制度による処分

1 暴走行為をした者（以下「暴走行為者」という。）の認定は、次により行うものとする。

（1）規程における「暴走行為」の定義中、「……を連ねて通行させ、又は並進させる場合において」の「場合」とは現に走行中に限るものとする。

（2）警察官の現認した違反行為を行つた者については、原則として当該違反の現場取締り責任者が行うこととし、その認定に当たっては次のことを総合して判断すること。

- ア 暴走行為の日時、場所
- イ 暴走行為者の集団走行グループとの関係
- ウ 暴走行為に係る集団走行グループの自動車等の走行台数及び集団走行状況
- エ 違反行為の内容

(3) 暴走行為者と認定したときは、暴走行為認定カード(様式第1号)を作成するとともに、当該違反に係る取締り原票(切符4枚目)の裏面最上部空欄に、違反者からその事実の記載と署名押(指)印を求めるものとする。

(例) 私はこの違反を行った時、自動車等〇〇台くらいと一緒に集団走行していました。

2 暴走行為者の違反(事故)登録手続き及び通報要領

(1) 原票の送付

ア 暴走行為にかかる取締り原票又は人身事故用行政処分原票(以下「取締り原票等」という。)の送付は、取締り原票等の右上欄外にと朱書し、暴走行為認定カードその他の立証資料を添えて行うものとする。

イ 暴走行為に係る違反名コード(登録コード)は「499」とし、取締り原票等の違反コード欄の最右欄に当該コードを記入するものとする。

(例) 暴走行為に係る信号無視の場合

(2) 審査

違反等登録審査官(運転免許本部執行課長が指定した行政処分を担当する警部補以上の階級にある警察官をいう。)は、認定が適正であるかどうかについて審査するものとする。

3 暴走行為者の処分手続き

(1) 処分量定

処分量定は、取締り原票等に暴走行為認定カードが添付されている違反行為について運転車管理センターからの処分該当通報があつた場合に行うものとする。

(2) 処分通知書理由欄の記載

処分通知書理由欄の記載は、暴走行為にかかる特記事項を加えないものとする。

第4 点数制度によらない処分

1 認定要領

(1) 暴走行為指揮者等、共同危険行為等同乗者、集団走行暴力行為者等、又は共同危険行為類似行為者の認定は、原則として捜査報告書、供述調書等により次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 暴走行為の指揮者等

(ア) 暴走行為指揮者等の当該グループ内における地位

(イ) 指揮又は率先助勢の日時、場所及び走行中の位置

(ウ) 指揮又は率先助勢の具体的態様と暴走行為との関連状況

指揮又は率先助勢により、暴走族グループ構成員が互いに動きを承認し、支持し、あるいは利用しあっている間において暴走行為があつたこと。

イ 共同危険行為等同乗者

現に共同危険行為等禁止違反が立件できた場合において、その情を知りながら当該違反行為車両に同乗していたこと。

ウ 集団走行暴力行為者等

規程における「集団走行暴力行為」の定義中「……を連ねて通行させ、又は並進させる機会において」の「機会」とは、現に走行中に限らず、例えば、集団走行中に一時的に車を降り、集団を背景として取締り警察官、車両、施設等に投石し、あるいは通行車両を停止させ、その車を損傷する等、集団走行の一連の過程においてなされる場合をいう。

エ 共同危険行為類似行為者

共同危険行為類似行為の認定は、共同危険行為等の禁止違反と同様の事実をもつて行うものとする。

(2) 自動車登録番号標等隠ぺい行為者及び同指揮者の認定は、原則として道路運送車両法違反に係る現認報告書、捜査報告書、供述調書及び暴走集団であることの認定資料によつて行うものとする。

ア 暴走集団

- (ア) 概ね5台以上の自動車で集団を形成していること。
- (イ) 集団に参加した運転者間に指揮者等の指示、事前共謀、現場共謀等により共同危険行為等禁止違反を行うことの意味、又は集団走行に際し、状況によつては共同危険行為等禁止違反を行うこととなることもあるという認識があること。
- (ウ) 暴走集団の認定に当たつての判断項目は次のとおりとし、これを総合して認定すること。
 - a 暴走集団を現認した日時、場所
 - b 暴走集団に参加した者の属している暴走族グループ名及び当該グループの主な構成員の氏名
 - c 暴走集団の自動車の台数
 - d 暴走族集団の走行状態
 - e 旗、ステッカー、服装等
 - f 自動車登録番号標等の隠ぺい方法
 - g 指揮者等の指揮、事前共謀、現場共謀等の内容

イ 自動車登録番号標等隠ぺい行為者

- (ア) 暴走集団に参加している運転者であること。
- (イ) 暴走集団の通行に際し、道路運送車両法の規定に違反する行為をしたこと。
- (ウ) 自動車登録番号標等隠ぺい行為者と認定したときは、自動車登録番号標等隠ぺい行為者認定カード（様式第2号）を作成すること。

ウ 自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者

- (ア) 事前に、又は暴走集団の通行に際し、暴走集団に参加した運転者に対して道路運送車両法の規定に違反する行為を行うように指揮したこと。
- (イ) 上記指揮を受けて暴走集団に参加した運転者が道路における暴走集団の通行に際して道路運送車両法の規定に違反する行為をしたこと。

2 処分手続

(1) 記録の送付

取締り署（隊）における記録の送付は、危険性帯有者上申書の右上欄外にと朱書し、関係記録を添付して行うものとする。

(2) 処分量定

処分量定は、認定資料に基づき当該事案に係る運転者の危険性に応じて行うものとする。

(3) 処分通知書理由欄の記載

処分通知書理由欄の記載は、次によるものとする。

ア 暴走行為指揮者等及び共同危険行為等同乗者

（昭和 年 月 日〇〇違反関与）

イ 集団走行暴力行為者等

（昭和 年 月 日道路における危険行為等）

ウ 共同危険行為類似行為者

（昭和 年 月 日道路外における共同危険行為）

エ 自動車登録番号標等隠ぺい行為者

（昭和 年 月 日道路における危険行為）

オ 自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者

（昭和 年 月 日道路における危険行為関与）

第5 その他

1 送付簿等

暴走行為等に係る取締り原票、人身事故用行政処分原票、危険性帯有者等上申書の送付は、暴走行為等上申報告書（様式第3号）により送付すること。

2 関係部課（係）との連携

対立抗争事案、その他少年に係る集団走行暴力行為等他の警察部門と関連する事案については、当該関係部課（係）と緊密な連携をとり当該事案の認定に支障のないよう配慮すること。

以下 樣式省略